

消火器の訪問販売トラブル 最上地区内で多発しています！

訪問販売は、販売員が家庭や職場など店舗以外の場所を訪問して商品や役務を販売（契約）する販売方法です。今、最上地区内で消火器の訪問販売(かたり商法)によるトラブルが多く発生しています。

〈 事 例 〉

日中、一人で自宅にいたところ、作業服を着た男性が「消火器の交換に来ました」と訪れた。地域の消防団の人だと思い、古い消火器を引き取ってもらい、新しいものを購入した。購入に際し契約書に住所・氏名を書かされ、代金の2万円を支払った。ずいぶん高額なので不安になり役場に確認してみると、「それは消防団ではありません」と言われて驚いた。消火器を返品し、お金を返してほしい。



《 アドバイス 》

特定商取引法では、訪問販売のルールが定められています。

☆ 事業者の氏名等の明示

勧誘に先立って、①事業者名や販売員の氏名 ②勧誘目的で訪問したこと ③商品や役務の種類 について明示することが義務付けられています。

☆ 再勧誘の禁止

一度断った消費者に対し、同じ事業者が何度も勧誘することは禁止されています。

☆ 書面の交付

事業者は、契約の申し込みを受けた時や契約を結んだ時には、商品の種類や価格、事業者名などを記載した書面を消費者に渡さなければなりません。

☆ 禁止行為

○事実を告げない、または事実と違うことを告げること ○相手を威迫して困惑させること ○公衆の出入りする場所以外で勧誘すること 等は禁止されています。



訪問販売はクーリング・オフの対象です。上記の違反を含め、消費生活センターや消費者ホットライン「188」までご相談ください。

その契約 クーリング・オフできるかも！

訪問販売や電話勧誘等、十分に考えるゆとりがなく契約に至った場合、クーリング・オフと言って、無条件で契約を解除することができます。

クーリング・オフができる契約と期間は次の通りです。全ての契約がクーリング・オフで解約できるわけではないので、注意が必要です。

訪問販売（キャッチセールスも対象）	8日間
電話勧誘販売	8日間
連鎖販売取引（いわゆるマルチ商法）	20日間
業務提供誘引販売取引（いわゆる内職商法）	20日間
特定継続的役務提供（特定の7種類のサービス）	8日間
訪問購入	8日間

クーリングオフOK!



- クーリング・オフをするときは、ハガキに記載する項目が決められています。また、それを両面コピーして保存し、簡易書留など記録が残るようにして郵送します。詳しくは消費生活センターにご相談ください。
- クーリング・オフ期間が過ぎても解約できる場合があります。センターニュース8月号を参照ください。（ホームページからご覧になれます。）

「消費生活出前講座」について

講師が地域へ出向いて、悪質商法や契約トラブルに関する相談事例の紹介、トラブルへの対処法など、消費生活に関する知識を分かりやすくお伝えします。費用は無料ですので、ぜひご利用ください。

【お申込み・お問い合わせ】
依頼書のFAXかお電話を



9月・10月 消費生活法律相談会

9月 8日(火) 13:30～15:30

10月 6日(火) 13:30～15:30

業者との契約トラブルや借金問題などについて、弁護士による専門的なアドバイス^{を無料}で受けることができます。秘密は守られますので安心してお申込みください。

【場 所】 最上総合支庁

【時 間】 お一人様30分となります

※ご希望の方は、事前にご予約が必要です。

最上消費生活センター 0233-29-1370

〒996-0002 新庄市金沢字大道上2034（最上総合支庁 1階）

《受付時間》月曜日～金曜日 午前9時～午後5時

ホームページは「最上消費生活センター情報」で 

全国共通の消費者ホットライン ^{いやや}188 で、最寄の消費生活センターにつながります。